

「一般財団法人日工記念事業団」奨学金及び研究助成金規程

第一章 総 則

第1条（目 的）

本規程は、「一般財団法人日工記念事業団」（以下「本事業団」という）寄附行為第4条第1項、第2項及び第3項の規程に基づき、奨学金及び研究助成金の給付に関して必要な事項を定める。

第二章 奨学生の募集選考

第2条（定 義）

本規程において、本事業団から給付する学資金を奨学金といい、奨学金の給付を受ける者を奨学生という。

第3条（給付年度）

奨学金の給付年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終了する。

第4条（募 集）

募集は、前年度3月末日迄に行うものとする。

第5条（奨学生の資格要件）

奨学生に応募することができる者は、次の各号に定める資格要件を満たす者とする。

- (1) 本事業団が募集する大学及び工業高等専門学校に在学する学生であること。
- (2) 学業成績優秀で教育上経済援助を必要とする者。
- (3) 本事業団の趣旨に沿う者であること。

第6条（応募方法）

本事業団の奨学金の給付を受けようとする者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する学校の学長又は校長を経て申請しなければならない。

- (1) 学長又は校長、若しくは学部長の推薦状
 - (2) 所定の奨学生願書
 - (3) 成績証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 学資負担者の課税証明書
 - (6) 在学証明書
 - (7) その他本事業団が必要と認める書類
- 2 応募期間は、募集から当年度5月31日迄とする。

第7条（選考）

奨学生は、第5条に定める資格を有し、且つ前条に定める手続を経て応募した者について、理事及び評議員で構成する運営委員会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 奨学生の採用決定は、採用通知書により、在学する学校の学長又は校長を経て、本人に通知する。

第8条（誓約書の提出）

前条の奨学生採用決定通知書を受理した者は、速やかに所定の誓約書を本事業団に提出しなければならない。

第9条（保証人）

奨学生は3親等以内の親族で、独立の生計を営むものの中から、保証人1人を定めなければならない。

- 2 前項の保証人は、奨学生と連帯して、この規程を守り、所定の義務を遂行しなければならない。
- 3 奨学生は、第1項の保証人が欠けたとき又は本会が不適當であると認めたときは、速やかに保証人を補充し、又は変更しなければならない。

第三章 奨学金の給付

第10条（奨学金）

奨学金は、大学生月額3万円、工業高等専門学校生月額2万円とし、別に定める場合を除き、返還を要しない。

第11条（給付の期間）

奨学金の給付期間は、奨学生の在学する学校の正規の最短修業期間とし、大学生4年間、工業高等専門学校生5年間を限度とする。

第12条（給付）

奨学金の給付は、本事業団の指示する手続きにより、原則として毎月直接奨学生に対し行う。

2 前項の定めにかかわらず給付決定後、最初の給付は、4～7月の4ヶ月分を7月に一括給付する。

3 第1項の定めにかかわらず理事長が適当と認めたときは、前項の時期以外の時期においても数ヶ月分を一括給付することがある。

第13条（奨学金受領書の提出）

奨学生は、奨学金を受領したときは、その都度直ちに所定の奨学金受領書を本事業団に提出しなければならない。

第四章 諸 届

第14条（学業の成果報告）

奨学生は、毎学年末、学業の成績について、学校の証する書類を本事業団に提出しなければならない。

第15条（就学状況等の報告）

奨学生は就学状況その他必要事項の報告を本事業団から求められたときは、速やかにこれに応えなければならない。

第16条（身分変更の届け出）

奨学生は次の各号により、身分その他に変更があったときは、学校を通じ、直ちに本事業団に届け出なければならない。

（1）本人及び保証人の氏名、住所に変更があったとき。

（2）保証人を変更したとき。

（3）休学、転部及び退学等学籍に重大な変更があったとき。

2 病気、死亡等により本人が届け出られないときは、保証人が本人に代って届け出なければならない。

第五章 給付の打ち切り返還

第17条（給付の打ち切り）

奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の打ち切り、又は停止をすることがある。

- (1) 第5条に定める資格要件を欠いたと認められるとき。
- (2) 転部、停学、退学のとき。
- (3) 休学、又は長期にわたり欠席したとき。
- (4) 正当な理由なく、本規程に定める諸手続きを怠ったとき。
- (5) その他奨学生として、不相当と認められたとき。

第18条（奨学金の返還）

次の各号に該当したときは、第10条の定めにもかかわらず、既に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることがある。

- (1) 在学する学校の学則に基づき、停学、退学処分を受けたとき。
- (2) 刑事事件を犯したとき。
- (3) 申請書及び提出書類に重大な虚偽の記載を行ったとき。

第19条（給付の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の給付を辞退することができる。

第六章 研究助成金の給付（研究助成金の給付規程につき省略）

第七章 補 則

第28条（規程の改廃）

本規程の改廃は、運営委員会に諮問して、理事長が決定する。

第29条（細 則）

第5条の「本事業団が募集する大学及び工業高等専門学校」その他、本規程の運用に係る細則は別に定める。

付 則

本規程は、平成元年11月27日より施行する。

平成10年7月6日 一部変更

平成12年4月18日 一部変更

平成17年3月22日 一部変更